

開催日：令和 4 年 9 月 15 日

会議名：令和 4 年一般会計決算特別委員会（9 月 15 日）

○西本ちかこ 初めての決算委員会ですので、不慣れな点もございますが、よろしくお願いいたします。

学校施設環境改善交付金について、質疑をさせていただきます。

学校施設環境改善交付金が歳入に上がっています。この中から、お聞きいたします。

小中学校のトイレ改修に利用されるとのことですが、洋式を含めての老朽化による改修をうれしく思っています。

そこで、この交付金について、どういったものに活用できるのか、内容と交付金の令和 3 年度の交付額、補助率と実際に工事にかかった費用、本市の負担額について、お聞かせください。

また、令和 3 年度実施済みの他の事案と、今回のトイレ改修による洋式化率についても、お聞かせください。

○浅野施設課長 順次、ご答弁申し上げます。

交付金の対象となる工事内容につきましては、トイレ、外周塀、外壁等の改修工事及びエレベーター設置工事で、令和 3 年度の交付額は 2 億 5,558 万 2,000 円、補助率は、国の基準に基づいて算出した配分基礎額の 3 分の 1、エレベーターについては、2 分の 1 となっております。

令和 3 年度の補助対象工事の工事費は 9 億 1,471 万 9,039 円、市の負担額は、工事費から交付額を差し引いた 6 億 5,913 万 7,039 円となります。

令和 3 年度の工事内容ですが、トイレ改修は、小学校は春日丘、福井、耳原、中条、中津の 5 校、中学校は東、南、豊川の 3 校、外周塀改修は郡小学校、天王中学校、外壁改修は山手台小学校、南中学校、エレベーター設置は耳原小学校、山手台小学校、養精中学校となります。

最後に、トイレの洋式化率につきましては、令和 3 年度末時点で全体 43.8%でございます。

○西本ちかこ よく分かりました。

トイレの改修工事内容について、もう少し教えていただきたいのですが、設計や工事について、また、業者については、どのように選定をされたのか、現在終了された工事について、洋式への工事だけなのか、どういった工事をされているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

また、学校の外周塀にも活用されたとのことですが、どのような外周塀で、見通しについてなど、その地域に応じて確認する、検討する場はありましたでしょうか、そ

の点についても、お聞かせください。

○浅野施設課長 順次、ご答弁申し上げます。

設計及び工事の業者につきましては、いずれも入札により、決定しております。

トイレ改修工事につきましては、トイレの系統ごとに床、壁、天井を全て撤去し、改修するとともに、便器の洋式化、床の乾式化、配管の更新、照明のLED化、洗面の自動水栓化などを行っております。

外周塀改修工事につきましては、周囲の状況等を勘察し、メッシュフェンスあるいは目隠しフェンスを設置しており、学校の意見を取り入れながら、決定しております。

○西本ちかこ よく分かりました。

周囲の状況を勘察されているということで、安心をいたしました。

外周塀につきましては、出会い頭の事故や近隣の住宅事情など、これからも勘察をいただき、今後とも、引き続き進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、地域で活動くださっている方から、小学校のトイレについて、明るく、子どもが喜びそうな色を使用するなど、入りたくなるトイレにしてほしいというお声をいただいております。トイレのドアや壁の色などを希望したり、工夫をいただくような機会がありますでしょうか、教えてください。

○浅野施設課長 トイレのドアや壁の色など、希望や工夫の機会についてということですが、できる限り学校の意見を聞き、要望を取り入れながら、決定しております。

○西本ちかこ 学校の意見を取り入れながら決定をされるということが分かりまして、安心をいたしました。

今回の改修は、交付金もあり、かなり大規模です。今後何年も使っていくものですので、ご意見をできるだけ取り入れていただきながら、安全で清潔で子どもたちが使いやすい、使いたくなるトイレになるように、引き続き慎重に取り組をお願いいたします。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○西本ちかこ 初めての決算委員会ですので、不慣れな点もございますが、よろしくお願いいたします。

私からは、大きく2点、質問させていただきます。

1点目、本市の交通の便のよさなどから企業進出が増え、それに伴い、JR茨木駅西口など周辺の企業送迎バスが増加しております。

バスターミナル利用分担金について1,543万3,400円の歳入が上がっております。こちらについて、場所、また、利用について、利用車種と利用件数をお聞かせください。

また、バスターミナルの土地の利用料として本市が支払っている歳出額の内訳についても教えてください。

○砂金建設管理課長 バスターミナル利用分担金ですが、上穂東町と松ケ本町にあるバスターミナルを利用する者から利用分担金を徴収しているもので、利用分担金額は、大型バス1便につき250円、マイクロバス及び普通自動車は150円となります。

令和3年度は、上穂東町バスターミナルは514万1,850円、松ケ本町バスターミナルは1,029万1,550円であり、合計1,543万3,400円となります。

次に、上穂東町と松ケ本町のバスターミナルの利用状況につきましては、上穂東町は、企業9者、学校2校、病院1件、松ケ本町は、企業6者、学校2校が利用されており、定期利用や一時利用、分担金免除も含めた便数といたしましては、上穂東町は、大型バス1万6,840便、マイクロバスが4,243便、普通自動車が2,021便、松ケ本町は、大型バス3万6,893便、マイクロバスが7,432便の利用がございました。

土地の利用料として歳出額についてですが、上穂東町と松ケ本町ともに土地所有者から土地を借地しており、土地の借地料として上穂東町バスターミナルは1,742万4,582円、松ケ本町は652万6,752円あり、合計2,395万1,334円の歳出となります。

○西本ちかこ 2か所の歳出額合計が2,395万1,334円で、歳入が1,543万3,400円ですので、差額市の負担額は851万7,934円になるということです。市の負担はあるものの、かなり多くの便が運行しており、必要な事業であるということがうかがえます。

事前にお伺いした中では、現在2か所ということで、新たな申込み受入れは、今現在できないということを伺っております。また、市の所有する他の土地での乗降場所を増やすということについても、現在のところは予定がないようにお伺いしております。ですけれども、なかなか取り決めに交わすということなども難しいとは思いますが、これから将来的に本市の駅前の状況も変わってまいります。乗合タクシーなど、より地域に密着した交通手段ができることも想像できますし、交通の便もよい本市においては、これからも多くの企業に進出をしていただきたい反面、渋滞問題や公共交通の遅れなども心配です。どうなるか分からない状況を放置することなく、これまでも地域に貢献いただいた市民の足である公共交通や環境にも配慮し、できるだけ

よりよい形に向けて取組をお願いしたいと思います。

現在は、もう新たな申込みの受入れはできない、令和3年度はいっぱいできなかつたということだったんですけれども、その場合、どのようにお断りをされたのか、どのように導かれたのかということをお伺いしたいと思います。

○砂金建設管理課長 相談があったときには、空きがないので利用していただくことはできませんというようなやり取りをさせていただいています。

○西本ちかこ 利用できないということのお答えになるということは、ロータリーのほうにとめていただくとか、そういった形をお勧めされたのでしょうか。

○砂金建設管理課長 このバスターミナル以外の駅前広場で許可を出して止めていただいているというところはありませんので、そのような促しはしておりません。

○西本ちかこ では、2点目に移らせていただきます。

青年就農給付金について、お聞かせいただきたいと思います。

1点目、国からの予算、給付割合、市からの追加給付の有無について、お聞かせください。

○谷田農林課長 国からの予算、給付割合、市からの追加給付の有無についてでございます。

青年就農給付金事業でございますが、国の農業次世代人材投資事業を活用し、1人当たり年間最大150万円を支給する事業であります。給付割合は100%でございます。

市からの追加給付ですが、国の給付金への上積みは実施しておりません。

○西本ちかこ 青年就農者に対する給付年数と対象年齢、要件などをお聞かせください。

○谷田農林課長 青年就農者に対する給付年数、対象年齢、認定要件でございます。

給付年数ですが、新規に農業経営を開始してから5年間を限度に実施しております。対象年齢は50歳未満でございます。

認定要件ですが、青年就農認定は申請者が提出する青年等就農計画認定申請書の確認により行いますが、利用権設定した農地での営農状況や年間を通した作付計画、農業収支見込みとその実現性、営農継続に必要な資材や資金の有無等により総合的に判断を行うもので、大阪府やJA茨木市を初めとする関係機関からの意見聴取を行いな

がら認定を行っております。

○西本ちかこ 給付の認定要件と実施に至らなかった事例について、お聞かせください。

また、給付後の目標やサポート体制についてもお聞かせください。

○谷田農林課長 認定要件につきましては、先ほどもご答弁いたしましたように、様々な青年就農、農業を続けていく上で必要な資格やその辺りのところを大阪府やJA茨木市をはじめとする関係機関からの意見聴取を行いながら進めております。

しかし、認定に至らない事例ということですが、新規就農希望者は、おおむね大阪府の準農家制度を利用された準農家か、既に地域農業者への援農活動に取り組まれている方々であり、認定に要する期間に差はあるものの、全て認定に至っております。

続きまして、給付後の目標やサポート体制についてでございます。

認定後は、青年等就農計画認定申請書の記載内容で定めている目標に向け、営農活動が行われることとなります。営農類型により異なりますが、茨木市農業経営基盤強化促進基本構想に掲げている年間農業所得について、就農開始時点では、その3割、おおむね180万円程度、労働時間は年間1,200時間以上の達成を目的としております。また、経営開始5年後では、年間農業所得250万円以上、労働時間1,600時間を目標としております。

サポート体制ですが、給付期間中は大阪府やJA茨木市等の関係機関とともに、年2回、就農状況報告書の提出に基づき面談し、達成状況等をヒアリングするとともに様々な助言を行っております。また、給付終了後も5年間は、引き続き同様のヒアリング等を実施し、適宜、認定者への助言などにより、育成に努めております。

○西本ちかこ 地域の農業者さんとのサポート体制やマッチングなどは行われたのか、お聞かせください。

○谷田農林課長 地域農業者によるサポート体制についてでございます。

青年就農認定者に対するサポート体制ですが、茨木市のほか大阪府、JA茨木市、茨木市農業委員会をサポートしており、地元農業者としては、青年就農者が営農している地域の農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が該当しております。

また、営農活動の中では地域農業者との交流が進み、利用権設定による新たな営農用地の取得や、JA茨木市みしま館や見山の郷などへの直販施設への出荷も行われており、各地域内でも一定のサポートは行われているものと考えております。

○西本ちかこ 給付を受けられている青年就農者の方がいらっしゃることをうれし

く思います。給付に至らなかったご相談も多くあると事前にお聞きをしております。府の窓口と連携をしながら、丁寧に対応いただいていること、ありがとうございます。

遊休農地が減り、何か作物が育っているということは、景観的にも、地域の活性化という意味でも、よいことだと思いますので、国の制度がこうして少しずつでも変わり、窓口が広がることで、茨木の農地をご活用いただく可能性が広がることに希望を持っております。

1人の就農者を実現するまでにはマンパワーも必要で大変なこととは本当に思いますけれども、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。